

頼宗門御改仕上書物之事

漁村羽出浦に於る庄屋古文書一(九)

贊助会員 安部弥右衛門

江戸時代以日本全国、山間僻地津々浦々まで、至る所
に宗門改めの制度が布かれ、私たちの村では毎年四月八
日であつたといい、昭和年代の最近まで当日は御馳走に
「壽司」を作る風習が残つてゐた。(古文書き見れば春
秋二回御改めがあつたようである。)

その日は藩から、宗門奉行(寺社奉行)以下、歴々の役
人が来て、庄屋様の役宅の座敷から様側に威儀を正して
並び、村中の者は重病人を除き一人残らず、庭先の土間に
に敷かれた筵の上に坐り、呼び出される順番の来るのを
待つ。

剣限になると、様側に控えてゐる役人が、

「何浦百姓八兵衛」

と呼べば、

「へへい」と答へて、「へへい」と答へん限りやりにして遠くへ去る。

最初、「宗門・寺は」と問えば、「潮谷寺」と答え、
それからいよいよ尋問される。様側に控えてゐる書き役
は一々これを記録する。事なく終れば、「ヨシ、退かれ」と、
次の者を呼び出すぐ、側に控えてゐる上役の人風。

終始出て来る者の態度、着裝、言辞などに注意していきた
様である。又汗を流しながらふるえたことであらう。
この時、軒別きもつてゐる者は、「百姓某」と呼ばれる
が、軒別へ一般に株と呼んでいたことをもつてしない者は
百姓と呼ばれず、「下人(アヒン)某」と呼ばれていた。
この株と呼ばれる軒別は容易に許されぬので、民間では
内々この様なるものの売買があつたという。へそれ日幕
末の頃、侍株の売買があつたように、踏絵とこの日行
あれていたこと一般には言われてゐるが、佐伯地方では幕
末頃まで続けていたかどうか、寡聞である私には分らな
い。

婦人の髪形、住居の構造、墓所の石塔など、分に過ぎ
ると即時取扱しを命じていたとの事で、こんな余話は次
山あるが略することにする。

そんな当時の壓迫した状況を知らぬ明治の子供、何だ
人別調べ位に御馳走とは馬鹿々々しいと笑つてい立が、
後年宗門改めなるものの本質を知るに及んで、其の頃の
社会の下横みに打つて、大百姓漁夫の人々が、最も恐れ
左日であつたとは無理からぬことであろう。この制度は
明治四年の戸籍法の發布まで続けれられたといふ。それは
事実であろう。

或る専門家は、宗門改め下令は一六三〇年(寛永六年)
頃であり、一六五一年(慶安四年)頃には全国で実施し、
それが約二世紀半づき、踏絵もこれと共に行わざ、長
崎の踏絵は安政四年停止、他の九州地方の踏絵は、明
治四年の戸籍法發布までつづけられたといつてゐる。
佐伯でも、人別改めはそれまであつたとして、踏絵も
それまでつづいていたであらうか。昔踏絵があつたことは
は聞いたけれど、それが明治初年までも続いたか否か、
聞いて下さい。

久しく本棚の隅でほこりをかぶっていた、昭和十年平
凡被發行の「世界歴史大系」を、何十年振りかに引き出
して、その第三十三卷日本史三の「仏教と切支丹」の項を
調べて左と右、次のよう記してある。

(前略) 慶長十七年南蠻切支丹の法、天下に停止す
べし。京都にある彼宗門の寺院及破却すべしとの布
告によつて、禁教迫害の幕は本格的に切つて落きれ
た。(中略) 翌七八年十二月には更に禁教令が重ねられ
札、それから翌十九年にかけて、全国大名領地悉く
禁教が命ぜられた。幕府は大久保忠隣を切支丹追放
奉行として、京都及長崎に遣わした。彼は四條の寺
を打ちこわし、北野の寺を焼き、信者を懲り入れ、
四條、五條の磧に積んで、拷問して転宗させ、転宗
し立いも又被斬刑に足し立。彼の失脚後々、板倉重
宗がその任に当つた。彼は転宗させることに力をそ
そいだ。寺請証文、宗旨手形及この頃から始まつた。
(中略)

秀忠が將軍となつた天和二年へ寛元和の譲りかへ禁
教令は重ねられた。この頃から貿易の制限が附加さ
れらようになつた。教師(註宣教師)が後継、また彼
等と交際する者は死刑になり、財産は沒收された。
教師とかくまつたもの及、家族、五人組まで同罪と
した。(中略)

(中略)

切支丹教徒は仏教への転宗を懲罰され、寺は彼が

切支丹ではなく、仏教信者であることを保証し、やがて寺請制度・檀越制度が成立した。(下略)

以上によれば宗門改めは寛永十七年(一六三〇)、踏絵等
と共に創められ、明治四年(一八七一)まで凡そ二百三十年
間続いたのではないだふうか。人民としては長期間の苦
腦であつたと思ふ。

現在、羽出浦に残存する宗門改め古文書の中の一冊を
解説したものと、参考として次に列記しよう。

(資料一)

願宗門御改仕上書物之事

一家數 合三拾軒

一人數 合三百四拾武人 但百七拾人男
外ニ引 二人 但女 委細右同計

百七拾武人女

内

増 六人 但 四人男 式人女 委細上ル

外ニ引 二人 但女 委細右同計

委細上ル

古宗旨分

捨八人

式捨九人

詳宗門
真言宗門

式百六拾八人

淨土宗門

三人 法華宗門

淨土真宗

右之寺分

式人

式人

詳宗門御城下養賢寺但那
右同宗門竹野浦潮月寺且那
古同宗門相野浦福泉寺且那

四人	右同宗門下野村海福寺旦那
六人	古同宗門下野村海福寺旦那
老人	古同宗門切畠村燈明寺旦那
三人	法花真宗門御城下久成寺旦那
式格老人	真言宗門御城下大日寺旦那
三捨式人	淨土真宗御城下善教寺旦那
式格老人	真言宗門御城下大日寺旦那
入增老人女	孫次郎家内其身娘 <small>(註二)</small> 古
入增老人男	同人家内具身第三郎伴 六三郎当四月出生仕候
引老人女	彦次郎家内其身伴寸名 七家内其身弟銀古衛門妻緣組仕候
武百四捨人	淨土宗門御城下潮谷寺旦那
入增老人男	長左衛門家内其身伴三太郎 当四月出生仕候
入增老人男	清治郎家内養子新治郎伴 金之助当五月出生仕候
入增老人男	吉兵衛家内螺源八伴市松 当五月出生仕候
入增老人女	清七家内其身弟治郎七女子 当四月出生仕候
引老人女	典兵衛家内金次良母 当五月相果中候
式格八人	右同宗門浦代養福寺旦那

書物	六月十二月兩度被御付奉裏候 当付中疑敷毛の老人七無御座候 若不審成宗門之者相有之ハ御奉行所并御改所ハ急度可申上一候 為後日一如件
寛保元年六月	
地	庄
姓	百
屋	住
目	付
脚	脚
(追記) (註四)	酉十二月今人別指引
全老人	淨土真宗御城下善教寺旦那 吉兵衛家内女房
全老人	浪海津村太郎七方拂候
全老人	淨土真宗御城下潮谷寺旦那 庄三郎家内
全老人	淨土真宗御城下潮谷寺旦那 同人家内祖父幸古衛門
增人	覺
全老人	淨土宗門御城下潮谷寺旦那 基三郎家内其身娘加
全老人	淨土真宗浪谷村正明寺旦那 古酉三十六木文竹房七家内平之家内緣組仕候吉左衛門妻
全老人	淨土宗門御城下潮谷寺旦那 吉左衛門家内伴
全老人	淨土真宗御城下善教寺旦那 吉兵衛伴
日野浦庄兵衛家内	聖右衛門女房
其身娘 <small>(註二)</small> 古理右衛門妻緣組仕候	
孫次郎方、季季奉公	善四郎西格九歲
羅越中候	内其身甥
全老人	古同宗門浦白鶴庵寺旦那 浦白孫六郎

古之人數男女宗門少相違無御座候 每年御改帳并

惣兵衛養子仲申候

其身男權太郎
西廿五歲

病人家内者

全老人 淨土宗門御城下潮谷寺旦那 吉郎兵衛家内

七月生申候

其身伴次郎助

(註一) 旦那(且那寺又日禮徒)

(註二) 家内(家のもの、家族の事で、現代言葉妻のことではなく)

(註三) 其身(本人と云う意)

(註四) 二月追記の分は右ち改められ後十二月のお改めまでの期間の

異動を記録したもののように、十二月お改めの事上

に日、更にこれを記録していく。

(註五) 滅白(今)の滅代のこと、當時はよく滅白と言つていた。

(註六) 碩慶寺(今南代における大願寺のこと)

進上

(資料三)

願宗門御改旅行御断之事

一老人 淨土宗門御城下潮谷寺旦那 庄三郎家内

其身弟新五郎

一老人 右同宗門同所同寺旦那 同人家内其身林

成三十四

成二十四

成二十歲

成十七歲

成十四歲

成十一歲

成二十歲

成十五歲

成二十歲

成十四歲

成十一歲

成八歲

成七拾五歲

成三十七歲

成十八歲

成八拾七歲

願宗門御改仕上永病人御断之事

一老人 淨土宗門御城下潮谷寺旦那 次左衛門家内
其身親諸右衛門
成八拾七歲

一老人 右同宗門同所同寺旦那 諸右衛門女房
成七拾五歲

一老人 右同宗門滿白義福寺旦那 貞七家内うら
成三十七歲

一老人 右同宗門御城下潮谷寺旦那 犀七家内弘太八
母

一老人 淨土宗門同所潮谷寺旦那 惣兵衛家内
伴權太郎女房

一老人 右同宗門同所同寺旦那 基介家内
女房

合人數 六人 但式人男
成五十四歲

成二十歲

成十四歲

成十一歲

成八歲

人數 四人

成廿七歲

又兵衛娘

四人

右之者共永痕二付今日御改所へ罷出候儀難成御座候
二付御断申上候 以上

寛保二年四月

地 目 付
庄 屋

亥年四月 日

庄

屋

家 内 目 打

進 上 宗門御役所へ出す

(註) これが寺を大日寺から潮谷寺に代えたいといふ願書である。

(註) これは旅行中でこの日の御改めに出られたいという届書、この文書は亥年へ寛保三年の御改めの時の分である。

(資料 四)

頤宗門御改仕上書物之事

当亥二月廿九日之日付ニ而如毎年宗門帳指上申候
當浦中人別御改之趣少も相違無御座候尤此帳并六
月十二月兩度書物之外老人も帳面書物以ハ札無御座
候自然相違之儀也御座候且庄屋其五人組ニ至追如
何様共趙慶可被仰付候為後日証文如件

寛保三年四月七日

庄 地 目 付
五 人 組 中

進 上

(資料 五)

奉願口上書

老人 淨土宗門御城下潮谷寺且那

直八家内
長 藏

但是追真言宗門御城下大日寺且那
古のもの此段書面之通換法仕度奉願候古願之通被
仰付被不候ハ難有仕合可奉存候依奉願候延如件
仰付被不候ハ難有仕合可奉存候依奉願候延如件
嘉永七年二月十日顧

役人連印

(資料 六)

奉願口上書

由藏家内

老人 淨土宗門御城下潮谷寺且那

市郎治

但是追禪宗門仁原村正定寺且那

右のもの此度書面之通換法仕度奉願候右願之通被

仰付被不候ハ難有仕合可奉存候依奉願候延如件

嘉永七年二月十五日

役人連印

進 上

(註) 同前

(資料 七)

奉指上證文之事

薰而被仰付置帳御仕置五人組御帳亥年以來度々
被仰渡候御書付共今月十六日庄屋宅江浦中懃百姓
未々之もの追不減呼寧諱聞七奉表御仕置急度相守
申候依御請書判証文如件

寛保十九寅年五月廿九日

庄頭百姓不殘形屋

印形

進 上

五月廿四日二納

(註) これは毎年庄屋の室に村中のものを残らず呼び集めて、五人組帳を

読み聞かせていた、その報告書。

(資料八)

奉差上御請証文の事

天保九成年十二月御改格ニ付被ニ仰出候御法度之趣
惣百姓末々之者共追喚等委細詫聞候處奉畏候若
相背候者於有之者當人者不及申役人共追急度御吟
味之上御延分可被ニ仰付旨奉畏候 依御請証文奉差
上候延如件

嘉永六年正月晦日

役 人 総 印

進 上

(資料九)

（註）これは毎年庄屋が窓に村中のものを呼び集めて、御法度の検査
費を聞かせ、これに背がぬとばかり届書

奉差上御請証文之事

兼而被ニ仰付置候御仕置立人組御帳 当月十六日庄
屋宅江惣百姓末々之者共追不減喚等詫聞奉畏候
仕置急度相守申候 依御請証文如件
嘉永六年正月晦日

役 人 総 印

(資料一)

土佐長曾我部の残党と伝えられる高橋という家が小倉
部落にあつた。へ今は分家が残つて本家はいなひ、その
時の家長は医者だつた。

その妻女が「かたはずし」とか「う髪に結うて、御改
めの場に出で来たが、係の役人に
「身分不相応な所業だ。不都合千萬である」
と、即座に衆人の視る前で髪をとぎくずし、櫛、笄など
取り上げてしまつたとのことだ。

「故老の話では、この「かたはずし」という髪型は御殿
女中の髪型で、一般庶民の結うものではなかつたと
ことであつた。」

(資料二)

羽出浦の地下部落に、山本といふ三吉底の家が明治年
代まで残つていだ。本家は茅葺き、底は瓦葺であつ
たが、「百姓の家に三方底は罷り成らぬ」とハ釜一の
で、宗門改めの時には東側の底は、茅で作つた「トマ」と
いう雨覆用のもので覆い、隠すことにしていつたといふ。

(資料三)

これも土佐長曾我部の残党である。高橋といふ家が西
野浦にあり、元本家、分家の關係であるかで、墓所は同
じ場所に並び建てられており、その内蔵基は御影石の立
派な五輪塔であるが、その頭部宝珠の形をしている尖端
(空輪の先端)が皆折損してゐる。

伝説では、これは宗門改めの時にお廻り方の役人が、
「庶民の墓としては奢つてゐる、不将千萬」と、宝珠や
笠などを突き落したので、尖端が折れていゐるのだと伝え
三ある。それを記して見よう。

以上であるが、慶長年代以降徳川氏が政權を握つて以来、僕約令は幕府を始め、各大小名も頗る頻繁に發令し、安佐伯藩も極端と思われるまで僕約の布達を出していたので、このお改めを最好の機会として、さかへ監察を行なつていたのではないかと考ふれる。

（おわり）

探訪記録

佐伯四国靈場探訪（三）

木枯や無住庵寺の仏たち

会員 佐脇 貫一

雨に濡れた鋪装路、とへつてもここは米水津海岸、岩頭にくだける波しづきは霧となつて散つてゆく。はるかに煙る沖の黒島、どうやら雲も切れて雨もあがつたようだ。

十二番 小浦の東林庵を出た小谷君（歌人小谷種一氏）と私は、途中粟嶋明神に参詣して帰路についた。佐伯靈場道知るべしにい。桜の名所浦代坂にはもはや往年の姿はなく、二車線の浦代坂トンネルは内都照明も完備して、改修鋪装の進んでいる。米水津県道とともに、大きく現代を呼吸している。旧トンネルを中心展開した桜の名所浦代坂は、すでに時代のペールにへだてられ、元越山に連なる尾根の峠の大松も枯れて、祖人によつてくられた歴史は自然の中に埋没してしまつた。

峰を下りると県道に沿うて原部落、次が岡部落である。見よや人木々立ちしげる岡の辺に、恵みの露をうげぬやはある。歌の文句は幼稚だが、八十八の靈場をめぐる遍路の真心を、捧げて誦る詠歌さればと、思わぬ感傷におせびながら十三番札所、岡の東光庵を訪れた。境内に墓地があり、新旧十数基の墓塔があるが、刻んだ文字は○院○誉山と淨土宗特有の法名である。

岡部落から農道を南へ辿れば中野河内、私たちがこの部落を訪ねたのは数日後の午後だへた。案内を知らぬままに自転車を押し、木立川支流の築堤工事現場を通り、中野河内部落に入った。尋ねたがれで山蔭のひづそれと静まる十四番靈場松樹寺に到れば、これも農家を改造したような庵である。宝曆のicus寺社奉行をつとめた土屋亦兵衛の御領分寺社記にによると、この庵寺は木立山松樹寺という山号、寺号を備えた寺に立っている。しかしその肩に養賢寺求とあるのを見ると、再興された旧刹のようだ。現在の庵の南台地にある寺屋敷が昔の松樹寺の跡ではないかと思う。

さて松樹寺の本尊は弥勒菩薩と聞いていたので、庵住の人に聞いき、「知らまい」という。そこで許しき得て仏壇の厨子を開けて見ると、古から觀世音菩薩、阿弥陀如来、般若如来、どこにもある新造の仏像である。若々い童子の顔姿で表現される弥勒像は見当らない。かの松樹寺へ寺屋敷のへは過去において度々火災があつたと伝えられ、ある時代に寺も仏像も鳥育に帰ったものであつた。